

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860



日米安全保障新条約に関する件

三三一一二 米・条

一、新条約締結の目的

我が国の防衛は米國との安全保障体制を基調とする一国防の基本方針に則り、現行安保条約体制を改訂強化するとともに、安全保障に関する日米関係、延いては日米関係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。

二、新条約の内容

新条約は日米兩國が極東の平和と安全の維持を共通の利益とするとの立場に立ち、概ね左の如き内容のものとする。

(1) 国連憲章の趣旨を明らかにし、国連憲章との関係を明記する。

十部の内 五号



十部の内 五号

- 一 大凡
- 二 五七
- 三 五七
- 四 五七
- 五 五七
- 六 五七
- 七 五七
- 八 五七
- 九 五七

(2) 極東の一般軍事情勢並びに我國自衛力の現況に鑑み、米軍が

日本内の所要の施設区域を使用することを認めることとする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為の爲め日本基地を作戦的に使

用する場合及び核兵器持込に関し、米國は日本政府と事前に協

議することとする。

(3) 米國の日本防衛義務を規定することとする。

(4) 日本が食料義務は憲法の範圍内のものであることは勿論なる

も、日本が如何なる義務を負うか、又日本の義務が如何なる場

合に発動するやに関し、条約地域を(1)西太平洋の米領土、沖縄

小笠原、日本領土、(2)沖縄小笠原、日本領土、(3)日本領土、の

何れとするやの問題ある處、(4)は相互援助の型に則したもので

あるが、米側は(2)を以てするも相互援助の基礎と為し得べしと
の見解を洩らして居り、他^他方(3)を採る場合は日本の義務は施設
区域提供のみとなるが、従来の経緯に鑑み、米側が此の考へ方
に同調するか否かは所定出来ない。

(3) 極東の事態に関する協定条項を置くこととする。

(4) 自助及相互援助に依り日米両国が其の防衛力を維持育成する
趣旨の協力条項の扱に付検討する。右の条項は我方に於て其の
文言如何により憲法上の議論を生ずる惧あるも、米側は所謂
アンデマンミーゼ決議の精神を顧うものとして必要と認めて居る。

(5) 現行安保条約の間接侵略に関する規定は置かないこととする。

(6) 経済協力条項を置くこととの得失を検討する。

- (7) 条約の期限は沖縄小笠原の扱方とも関連して検討の要あり。
(8) 行政協定の取扱に就ては、差当りは必要最少限の調整を為す
に止めるものとする。